

白河市自治基本条例を考える市民会議からみなさまへ

白河市自治基本条例を考える市民会議
出張出前トーク!!の開催について



○自治基本条例って??

「自治基本条例」は、これからの白河市のまちづくりにおいて、「物事を考えたり、決めたりする場合の基本的な考え方や仕組み・ルールを定めるもので、具体的には、以下のような事項を定めた条例です。

- ①まちづくりの基本理念や基本原則
- ②まちづくりの主体となる市民、議会、行政などの役割
- ③行政運営の基本原則
- ④行政への市民の参画・市民や市民活動団体と行政との協働の推進



○白河市自治基本条例素案の策定に取り組んでいます!!

私たち、「白河市自治基本条例を考える市民会議（以下、市民会議）」では、今年の7月から白河市自治基本条例の素案の策定に向けた検討を重ね、中間のとりまとめを行ったところです。

○出張出前トークってどんなことをするの??

市民会議委員と事務局員がみなさんのところにおじゃまして、「白河市自治基本条例素案の中間とりまとめ」の概要について説明し、その後、意見交換をします。およそ1時間程度を予定しています。



○誰でも申し込めるの??

出張出前トークをお申し込みいただける方は、

市内に在住、在勤、在学している方概ね10名以上で構成された団体、グループ、企業など

とさせていただきます。

募集予定数：5カ所程度（先着順とし、予定数に達し次第、募集は終了いたします。）

出前トーク実施期間：平成24年2月1日（水）～3月14日（水）（原則、平日の昼・夜間）

○申込み手続き

出張出前トークをご希望の場合は、以下の申込み期間中に、裏面の申込書を作成の上、郵送、FAX又は電子メールでお申し込みください（直接持参いただいても結構です。）。

また、申込が多数となった場合や希望日時によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

申込み期間：平成23年12月16日（金）まで

○お問い合わせ・お申し込み先

市民会議事務局 白河市 市長公室 企画政策課 企画政策係
TEL:0248-22-1111（内線2324） FAX:0248-27-2577
E-mail: kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp

申込書は裏面にあります。

「白河市自治基本条例を考える市民会議出張出前トーク」申込書

平成 年 月 日

白河市自治基本条例を考える市民会議
事務局 宛

団体（グループ）名
代表者（連絡者）名

住所 〒

電話番号

白河市自治基本条例を考える市民会議出張出前トークの実施について、下記のとおり申し込みます。

記

日 時	第1希望	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分
	第2希望	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分
	第3希望	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分
場 所	会場名	
	所在地	
	電話番号	
参加予定者	対象者	
	人 数	約 名

※開催場所について、市関係施設の会議室等の利用を希望される場合には、事務局で調整いたしますので、早めにご相談ください。また、施設の利用状況によっては、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめ、ご了承ください。